11回

令和2年第 総会

11月

白井市農業委員会会議録

令和2年11月6日 開会 令和2年11月6日 閉会

白井市農業委員会会議録

令和2年11月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長 笠 井 行 雄

会長代理 中村教雄

- 1 番 伊藤 治
- 2 番 岩 井 聡 明
- 3 番 今 井 幹 代
- 4 番 芦田恵子
- 5番山﨑正司
- 6番山崎雅巳
- 7 番 海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

- 1. 齊藤和博
- 2. 小 松 隆 夫
- 3. 小 林 幸 子
- 4. 押 田 勝 巳
- 5. 海 老 原 菊 夫
- 6. 髙 宮 正 明
- 7. 中 嶋 健 次
- 8. 秋 本 善 久

傍聴者なし

本日の議案は下記のとおり

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第3号 令和2年度第7次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他
 - 12月の事前審査会、総会の日程について
 - ・申請受付締め切り 11月20日金曜日
 - 事前審査会(案) 12月 1日火曜日

第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2

·総 会(案) 12月 8日火曜日

午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室1・2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、会議始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和2年の11月定例総会に御出席いただきまして、大変 御苦労さまでございます。

このところ、気温のほうも大分、朝晩低くなってきまして、風邪等ひかないよう健 康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

そしてまた、先月の農地パトロールにおきましては、お忙しいところ、大変お疲れ さまでした。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席 委員が過半数に達したため、これより令和2年11月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、2番、岩井聡明委員、3番、今井幹代委員を指名します。 説明及び記録を事務局でお願いします。 これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局の岡田です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年11月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

それでは、表のほうですけれども、1番につきましては、名内字小名内の1筆となっておりまして、地目、現況ともに田となっております。

地積につきましては、3,000平方メートルです。

権利者は記載のとおりでございまして、経営面積は84アールとなっております。

義務者につきましても記載のとおりで、事由につきましては、売買による所有権移 転でございます。

2番につきましては、名内字小名内の1筆で、地目、現況ともに田です。

地積は1,180平方メートルとなっておりまして、権利者につきましては、1番の方と同じ方となっております。

経営面積についても同様です。

義務者については記載のとおりで、事由につきましても、1番と同様の売買によります所有権移転となっております。

3番、白井字沖田の1筆で、地目、現況ともに田となっており、地積は293平方メートルです。

権利者は記載のとおりで、経営面積は121アールとなっております。

義務者については記載のとおりで、事由は贈与による所有権移転となっております。 以上で議案第1号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございました。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。 芦田恵子委員、お願いします。

芦田恵子委員 1班班長の芦田です。

議案第1号1番、2番について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料1番、2番です。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から北へ約4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、1番は、草が刈り取られてきれいでしたが、2番に

ついては、草がおい茂っておりました。

進入路については、農道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター2台、スプレイヤー1台、マニアスプレッター1台、軽トラ1台、2トントラック1台と農機具はそろっております。

労働力は世帯員が4人で、両親は専業ですが、権利者夫婦は兼業で農業に従事して います。

年間従事日数ですけれども、それぞれ300日、240日、200日、100日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

次に、3番について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料3番です。

当日は、義務者の代理人として、権利者の方が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約1キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、雑草が生えておりました。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している農機具は、貨物自動車1台、トラクター2台、スプレイヤー 2台と、農機具はそろっております。

労働力は世帯員が7人で、5人共農業に従事しています。

後継者もいます。

年間従事日数ですけれども、妻の80日以外は300日以上です。

技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないた

め、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。 以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番、2番について、最適化推進委員の小松隆夫委員、お願いします。

小松隆夫委員 小名内地区の推進委員の小松です。

補足説明をさせていただきます。

まず、1の農地ですが、直接お話を伺いました。

現況、田となっておりますが、以前に客土されており、畑の状態になっております。 現在、義務者の妹さん、我孫子市在住ですが、草刈り、耕うん等の管理をしており ますが、女性ということと、あと高齢ということで、管理が難しいということで売却 することになったそうです。

続きまして、2の農地ですが、電話でお話を伺いました。

以前は、委託して米を作ってもらっていたそうですが、約7年ほど前に返されて以 後は、遊休農地となっています。

こちらの義務者の方も高齢ということで、管理が難しいということで売却すること になりました。

それから、権利者の方ですが、電話でお話を伺いました。

現在、白井市富塚地区で堆肥工場を経営しており、この近くで農地を探していたところ、紹介されて買うことになったそうです。

具体的な農業の状況としては、市川市の大町で梨約50アール、柏市布瀬に田んぼ約20アール、こちらは委託しているということですが、経営しております。

今回購入される土地のうち、2番の899番地のほうは、まず草刈りをした後、自分の堆肥工場で作っている堆肥と土を混ぜながら客土し、成分分析等をしながら、堆肥販売の営業活動の資料にするそうです。

その様子を見ながらということで、梨、野菜等の作付の予定になっていますが、こ ちらは数年後になるとのことでした。

最後に、富塚にある堆肥工場を当地でやることはないそうです。 以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

3番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善永委員 白井地区担当の推進委員の秋本です。

権利者の方に伺いました。

この土地の贈与の話につきましては、数年前から、権利者さんの父親のほうに相談

があり、本人が高齢であることなどから、農地である田んぼの土地が必要ないことから、実家に戻したいとのことでした。

相談の結果、○○さんに贈与することが一番いいのではないかということです。

また、○○さんのほうには、お子さんがおり、梨の手伝いをしていることから、この土地に梨を作る予定だそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

笠井会長 質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番、2番については、関連がありますので、一括して採決を行います。 許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、2番、許可する ことに可決します。

3番について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

「替成者举手〕

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番、許可することに 可決します。

笠井会長 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局の岡田です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年11月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番につきましては、富塚字大下の2筆となっておりまして、地目は山林で、現況 は畑となっております。 地積の合計については、8,396平方メートルです。

権利者及び義務者につきましては、資料に記載のとおりで、申請事由につきましては、太陽光発電施設を設置するための転用を伴う地上権の設定となっております。 以上で議案第2号の説明を終わります。

笠 井 会 長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。 芦田恵子委員、お願いします。

芦田恵子委員 1班班長、芦田です。

調査報告を申し上げます。

審査資料4番を御覧ください。

当日の出席者は権利者本人、義務者の申請代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北へ約3キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第 二種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、土 地利用計画図に基づいた太陽光発電施設の設置です。

申請地は、長年耕作されておりません。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設ということですが、申請面積は 8,396平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。 周辺農地への支障ですが、近隣説明では、特に意見はないとのことです。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準共、何ら問題ないものと思われます。以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の小林幸子委員、お願いします。

小林幸子委員 富塚地区担当の推進委員、小林です。

義務者の○○さんですが、現在は会社勤めとなっており、この当該畑については、 数年前より、ほとんど管理をすることができない状態でありました。

そんなときに、権利者が太陽光発電用地を探しており、お互いの話合いを行った結果、今回の転用をすることと至りました。

なお、近隣の方にお話をお伺いしたところ、権利者が立会いをし、細かい内容、主に太陽光発電についての説明を近隣の方にはしており、土地のすぐ隣の家の方は、太陽光発電ができることによって、草が鬱蒼と伸びているのが解除できるので、とても喜んでいるということでした。

このようなことから、太陽光発電にすることは何も問題ないと思います。以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者举手〕

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付 して県に進達することに可決します。

議案第3号 令和2年度第7次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局の岡田です。

議案第3号 令和2年度第7次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和2年度第7次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので提出いたします。

令和2年11月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

4ページにつきましては、市長から農業委員会宛ての協議文となっております。 それでは、5ページを御覧ください。

集積計画の案を御説明させていただきます。

まず、1番につきましては、利用権を設定する農用地ということで、今井字屋敷廻の6筆となっており、地目は田となっております。

利用権設定面積は、6筆の合計で5,657平方メートルです。

設定する利用権は賃貸借権で、内容は水稲です。

期間につきましては10年、賃料は米8.3俵です。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者、経営面積については、資料に記載のとおりで、継続となっております。

2番は、名内字下田の3筆と今井字稲荷前の2筆、それから、同じく今井字小山下の4筆、それから今井字向地の6筆となっております。

地目は、田でございます。

利用権設定面積は、15筆の合計で1万4,167平方メートルです。

設定する利用権は賃貸借権で、内容は水稲となっており、期間は10年で、賃料は米20.8俵です。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者、経営面積については記載のとおりで、こちらは継続となっております。

続きまして、3番、十余一字平塚道南の1筆で、地目は畑です。

利用権設定面積は、1,239平方メートルです。

設定する利用権は賃貸借権で、内容は畑、期間については5年で、賃料及び支払方法については、記載のとおりでございます。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者、経営面積については、資料に記載のとおりで、こちらも継続となっております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

笠 井 会 長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は継続ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号令和2年度第7次農用地利用集積計画の決定について一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第3号 令和2年度第7次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局の岡田です。

資料の7ページを御覧ください。

7ページから8ページまでが専決処分書となります。

①につきましては、農地法第3条の3第1項の規定による届出が5件となっております。

②につきましては、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出が1件となっています。

専決処分については以上です。

続きまして、表紙の次第を御覧いただきたいと思います。

次第の4の(2)を御覧いただきたいと思います。

その他の欄になりますけれども、12月の事前審査会と総会の日程について申し上げます。

申請受付の締切りが、11月20日金曜日。

事前審査会が、12月1日火曜日。

担当は、第2班の担当となりまして、午前9時から、こちらの会議室で開催をいたします。

総会については、12月8日火曜日で、時間は午後4時から、会議室はこちらと同様の災害対策室で開催をすることとしております。

笠 井 会 長 本日の議案については全て終わりました。

長時間にわたり慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人